

# 共同研究契約書

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、実用化技術開発事業において実施する「〇〇〇〇」に関する共同研究の実施及び成果の取扱いについて、次のとおり共同研究契約を締結する。

## （共同研究）

第1条 甲及び乙は、別表1の共同研究概要に示す研究目的を達成するため、「〇〇〇〇」に関する研究を共同で実施する。

## （共同研究の実施期間）

第2条 前条に規定する研究（以下「共同研究」という。）の実施期間は、令和8年〇月〇日から令和9年3月31日までとする。

## （共同研究の分担等）

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表1に掲げる研究内容等に従って共同研究を分担する。

2 甲は、共同研究を甲の機関である岡山県工業技術センター（以下「センター」という。）に直接担当させるものとする。

3 岡山県工業技術センター所長（以下「所長」という。）及び乙は、第1項の規定により分担した研究内容についてそれぞれ管理を行うものとする。ただし、所長は、共同研究の効率的推進を図るため必要があると認めるときは、乙と協議して、共同研究を一体的に管理することができる。

## （経費の負担）

第4条 乙は、甲が前条第1項の規定に基づき実施する研究に必要な経費の一部の概算額として〇〇〇,000円（うち消費税額及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇円）を負担する。

2 乙は、前項に掲げる額を令和〇年〇月〇日までに甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の概算額の支払いに乙が他の公的機関から受ける補助金等を充てることはできない。

4 甲は、共同研究が終了し、又は中止されたときは、遅滞なく研究に要した経費を精算し、乙に通知しなければならない。

5 前項の精算により、第1項の概算額と精算後の研究に要した経費との間に差額が生じたときは、甲は乙に対し、当該差額を返還するものとする。

6 契約保証金は免除する。

## （遅延利息）

第5条 甲は、乙が前条第2項に規定する期日までに概算額を甲に支払わない場合、当該期日の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額につき年9.05%の割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

## （試験研究用資材等の提供）

第6条 乙は共同研究を行うために必要な試験研究用資材、機械器具等をセンターに持ち込むことができる。ただし、搬入、据付及び撤去に伴う経費については乙が負担する。

2 甲又は乙に属する研究員は、それぞれ相手方が提供した試験研究用資材、機械器具等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

## （賠償の責任）

第7条 乙からセンターに派遣された別表1記載の研究員（以下「派遣研究者」という。）が故意又は重大な過失により、センターの設備等に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

## （補償の免除）

第8条 共同研究の実施による派遣研究者の傷病については、乙の責任において、乙が手当てする労働者災害補償保険等により補償することとし、明らかに甲に過失があると認められる場合を除き、甲は補償の責を負わない。

(派遣研究者の義務)

第9条 派遣研究者がセンターで研究活動を行う際は、所長の指示及びセンターの諸規定に従わなければならない。

(共同研究の中止)

第10条 甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により、この共同研究の継続が困難となったときは、共同研究を中止することができる。

2 前項の規定により共同研究を中止する場合には、甲又は乙は、共同研究の中止について、あらかじめ相手方と協議するものとする。

(特許権等)

第11条 甲又は乙は、共同研究の結果発明を行った場合、速やかに相手方に通知し、相手方と協議の上、本条に従って当該発明に係る権利（以下「特許権等」という。）の帰属及び持ち分について決定しなければならない。甲及び乙は、別途合意する場合を除き、当該決定の前に特許権等の出願を行ってはならない。

2 甲又は乙に属する研究員が共同研究の結果として期待される成果に係る発明を行った場合には、特許権等は原則として両者の共有とし、甲及び乙は共同して当該発明に係る特許等出願を行うものとする。この場合において、甲及び乙は共同出願契約を締結するものとする。なお、特許等出願にかかる事務は、代理人として弁理士に委託するものとする。

3 甲又は乙に属する研究員が、単独であるいは属する機関の研究員のみで期待される成果以外の成果に係る発明を行った場合には、特許権等は、原則として当該発明を行った研究員の属する甲又は乙に帰属するものとする。

(優先的な実施の許諾)

第12条 甲は、前条により甲に単独で帰属することとなった特許権等を、乙又は乙の指定する者に限り、特許等出願の日から10年を越えない範囲内で優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第13条 甲及び乙は、共有に係る特許権等の実施を甲及び乙以外の者（以下「第三者」という。）に実施許諾する場合には、事前に書面による相手方の同意を得るものとする。

2 甲は、前項の同意が乙から得られないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、前項の規定にかかわらず、1ヶ月以上前に書面により乙に通知のうえ、単独で第三者に対し実施を許諾することができる。

(実施料)

第14条 乙が甲に単独で帰属する特許権等を実施しようとするときは、甲及び乙は実施契約を締結し、乙は当該実施契約において別に定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 乙が共有に係る特許権等を実施しようとするときは、甲が自己実施しないことから、甲及び乙は実施契約を締結し、乙は当該実施契約において別に定める実施料を甲に支払わなければならない。

3 甲及び乙は、前条により共有に係る特許権等について許諾するときは、第三者と実施契約を締結することとし、第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じて甲及び乙に帰属するものとする。

(特許料等)

第15条 甲及び乙は、共有に係る特許権等に関し、出願から登録までに要する一切の費用及び特許権を維持するための費用（弁理士報酬等を含む。）をその持分に応じて負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第7年分以降の特許料（弁理士報酬等を含む。）は全て乙が負担するものとする。ただし、本発明に係る実施契約が甲と乙又は甲及び乙と第三者の間に締結された場合は、当該実施契約の締結中は持分に応じて負担するものとする。

(秘密保持)

第16条 本契約において秘密情報とは、以下の各号に該当するものをいう。

(1) 甲又は乙が相手方に対して、秘密である旨表示した上で文書にて提供した情報。

(2) 甲又は乙が相手方に対して、秘密である旨指定した上で口頭、その他書面以外の媒体により開

示した情報であって、開示後 30 日以内に秘密である旨表示した上で文書にて当該相手方に提供した情報。

(3) 相手方に対して提供したサンプル。

- 2 甲及び乙は、相手方から得た秘密情報を共同研究以外の目的に使用しないものとし、第三者に開示・漏洩しないものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た情報、自己の責によらず公知となった情報、既に公知となっている情報、正当な権限を有する第三者から自己が適法に取得した情報、相手方から提供された秘密情報によらずに自己が独自に開発した情報又は相手方から開示されたときに既に自己が保有していたことを証明できる情報については、この限りではない。

(研究成果等の報告)

第 17 条 甲は、共同研究が終了し、又は中止したときは、遅滞なく、それまでに甲が実施した共同研究の結果を乙に文書で通知するものとする。

- 2 乙は、所長が必要と認めて特に指定したときは、共同研究の結果得た成果を文書として提出しなければならない。

(研究成果の公表等)

第 18 条 甲又は乙は、第 2 条で定める共同研究の実施期間（以下「研究実施期間」という。）中において、相手方以外の者に共同研究に係わる研究中の成果を開示しようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

- 2 甲は、研究実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、甲は、乙に企業化又は実用化を図る上で支障があるときは、研究成果の全部又は一部を公表しないものとする。
- 3 甲は、研究成果を公表しないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。
- 4 甲及び乙は、研究実施期間終了後、研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ相手方と協議しなければならない。

(契約有効期間)

第 19 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める共同研究の実施期間とする。ただし、第 16 条及び第 18 条の規定は契約締結日から 5 年間、第 4 条の第 4 項と第 5 項、第 6 条から第 8 条、第 10 条から第 15 条、第 17 条及び第 21 条の規定は当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効とする。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 乙が契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) その他乙が契約に違反したと認められるとき。

- 2 前項の規定より甲がこの契約を解除する場合、甲は遅滞なくそれまでの研究に要した経費を精算し、第 4 条第 1 項の概算額とその精算後の研究に要した経費との差額を乙に対し返還するものとする。

- 3 第 1 項の規定により甲がこの契約を解除する場合には、乙の責めに帰することができない事由による場合を除き、乙は第 4 条第 1 項に掲げる概算額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

4 前項の規定により違約金を徴収する場合において第2項の規定による返還があるときは、甲は、その返還する額の全部又は一部を違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第21条 甲は第10条の規定による共同研究の中止又は前条の規定によるこの契約の解除により乙が受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

2 甲は、第6条の規定により提供を受けた試験研究用資材、機械器具等が滅失又は毀損したことにより乙が損害を受けた場合においても、当該滅失又は毀損が甲の職員の故意又は重大な過失によるときを除き、当該損害について賠償する責を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、「実用化技術開発事業実施要綱」及び「実用化技術開発事業実施要領」に従うほか、甲、乙協議し、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲：岡山市北区芳賀5301

岡山県

岡山県工業技術センター所長 西 勝志 印

乙：住所

会社名

役職 氏名

印

別表 1

共 同 研 究 概 要

1 研究課題（分担テーマ）

2 研究目的

3 研究内容等

	分担課題及び 担当者の氏名	研 究 内 容
甲	(分担課題)  (担当者)	
乙	(分担課題)  (担当者)	

※ 甲、乙それぞれの主担当者の氏名の前に「○」を付すこと。

※ 実用化技術開発事業申請書（様式1）5共同研究者で派遣欄に「有」としたものについては、氏名の後に「派遣有」を付すること。

4 実施年度 令和 8 年度